



2020年7月15日

各 位

会 社 名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード：7958、東証第一部)
問合せ先 常務執行役員総務部長 金田 宏
(TEL. 03-3598-5511)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2020年6月30日付で、関東財務局に提出いたしました2020年3月期（第72期）の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりますので、下記とお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の概要

当社は、当社の海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いに関し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を進めて参りました。

当社は、2020年3月13日付にて第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました。当社は、調査報告書の内容を検討した結果、海外子会社において今後支出が見込まれる間接税等の租税関連費用などについて、過年度決算を訂正し、2015年3月期から2019年3月期までの有価証券報告書、及び2018年3月期第1四半期から2020年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、第三者委員会から指摘を受けた本件の要因については一部の海外子会社の内部統制が不十分であったこと、当社の海外子会社に対するモニタリングが十分でなかったこと、海外で事業展開を行うにあたっての法令違反に係るリスク認識や知識が不足していたこと、取締役会による牽制機能が適切に機能せずコンプライアンスが徹底されていなかったこと等、全社的な内部統制が機能しなかったことによるものと認識しております。

当社はこれら第三者委員会から指摘を受けて認識した内部統制の不備が、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末に是正できなかった理由

当事業年度の末日までに是正できなかった理由は、2020年3月13日付にて第三者委員会より調査報告書を受領してから、当事業年度の末日までに十分な期間を確保することができなかったためです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会の指摘・提言を踏まえ、2020年5月1日付で策定した以下の再発防止策を講じて、適切な内部統制の整備及び運用を図って参ります。

- (1) 外国公務員贈賄リスク管理体制の整備
- (2) 役員トレーニングによる知識・意識・リテラシーの向上
- (3) 取締役会のガバナンス機能の再構築
- (4) 第三者委員会による調査過程における発見事項の追加調査

4. 財務諸表等に与える影響

第三者委員会による調査報告書の内容を踏まえて社内調査を実施した結果、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上